



暮らしの安全知っ得情報

台風の多い時期が到来

過去5年間で関東甲信地方に接近した台風の数12件あり、そのうち、8月以降に接近したものは9件でした。台風による被害を最小限にとどめるためにも、次のことを心掛けて家庭での備えを進めましょう。

- 浸水が多い場所では土のう、地盤の弱い斜面はブルーシートなどを前もって用意し、風雨が強まる前に設置する
- 雨どいや側溝を清掃し、詰まらないようにする
- 屋根瓦や外壁などを点検し、雨漏りの恐れがある箇所は修理する
- 植木鉢や物干し竿など風に飛ばされやすいものは、屋内に片付け、テレビアンテナやプロパンガスは固定する
- 停電・断水などのライフラインの寸断や避難に備えて、懐中電灯や携帯ラジオ、非常食・保存水、常備薬などの非常持ち出し品を準備する
- 地域の避難所や、一時的に利用できる近くの集会所までの避難経路を確認する

※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



消費生活相談Q&A

電子マネーの番号を利用した サイト料金の請求にご注意

Q スマートフォンで無料動画を見ようとしたらアダルトサイトに入り、会員登録されてしまいました。電話で「間違えて登録したので取り消してほしい」と伝え、「すでに登録されているので登録料金10万円は支払ってもらう。コンビニエンスストアで電子マネーのギフト券を購入し、カードに記載された番号をこちらに連絡するように」と言われました。どうしたらいいでしょうか。

A 詐欺の可能性があるため、請求に納得できない場合は支払わずに様子を見ましょう。電子マネーのギフト券は、カードそのものがなくてもカード番号だけで、インターネット取引の支払いに利用できます。こうした利便性の高さから、利用者が増えていますが悪用され、架空請求などの支払い手段に使われることもあります。他人から電子マネーのギフト券を購入し、番号を教えてと言われても絶対に応じないようにしましょう。万が一、番号を教えた場合は、すぐにその番号の利用状況を確認しましょう。すでに相手が登録済みの場合は、電子



マネーの価値を利用したと思われ取り戻すことは困難ですが、まず警察と電子マネー発行会社に連絡をしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



国民健康保険の高額療養費

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費は、国民健康保険加入者が同じ月内・同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、超過分が支給されるものです。70歳未満の人の限度額は下表の通り区分されています。

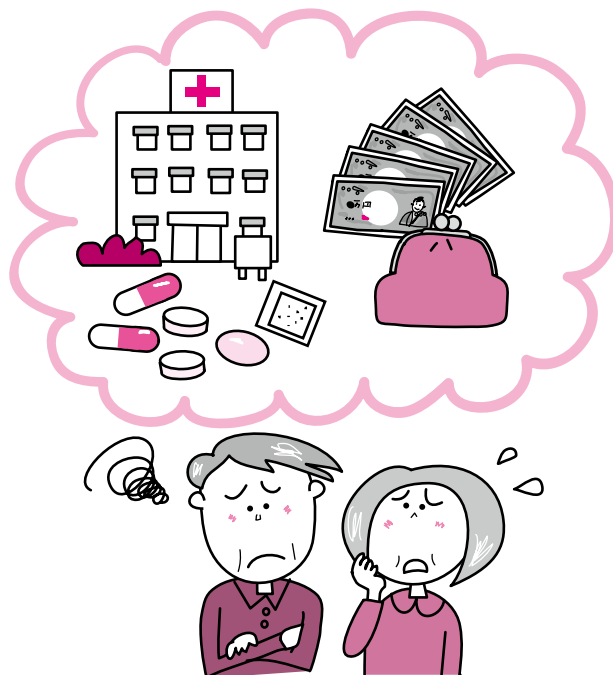
70歳以上の人の限度額と計算方法については、保険年金課へ問い合わせてください。

支給対象世帯には「該当通知書」を

高額療養費が支給される世帯には、受診の通常2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑・医療費の領収書(病院などが発行したもの)・該当通知書を持って保

負担区分	3回目まで	4回目以降
基準総所得額 901万円超え	25万2,600円 (医療費が84万2,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	14万100円
基準総所得額 600万円超え 901万円以下	16万7,400円 (医療費が55万8,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	9万3,000円
基準総所得額 210万円超え 600万円以下	8万100円 (医療費が26万7,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	4万4,400円
基準総所得額 210万円以下	5万7,600円	4万4,400円
住民税非課税世帯	3万5,400円	2万4,600円

*国保加入中で所得の申告をしていない人がいる世帯は、基準総所得額901万円超えとして扱われます



険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは申請月の翌月下旬になります。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

70歳未満の人、70歳以上の非課税世帯の人が医療機関で「限度額適用認定証」を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証が交付できるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑と保険証を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



年金

受給者が亡くなったときは 速やかに届け出を

年金受給者が亡くなった場合、遺族の人は年金に関する死亡の届け出をしてください。

年金は年6回、偶数月の15日に前月までの2カ月分が支払われるようになっていきます。支払日には自動的に指定の口座に振り込まれるようになっているので、届け出がない場合は亡くなった後も年金が支払われ続けてしまいます。その場合、払い過ぎの年金を後から返してもらうことになりますので、届け出

は速やかにお願いします。

また、年金は原則として亡くなった月の分まで受けられますが、まだ受け取っていない年金がある場合、生計を同じくしていた遺族の人が受け取ることができます。年金の死亡の届け出と併せて手続きをしてください。

未払いの年金を受け取ることができる遺族の優先順位は次の通りです。

- ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹
- ⑦そのほかの3親等内の親族

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。